

Japan tax alert

EY税理士法人

インド、デジタル課税 の範囲を2021年度予 算案で明確化

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、
オンライン/pdfで以下のサイトから入手
可能です。

www.ey.com/en_gl/tax-alerts

インドが電子商取引への課税として従前から導入している平衡税(Equalization Levy)は、2020年財政法により範囲が拡大され、「電子商取引の供給またはサービス(e-commerce supplies or services)」が対象に含められました。これにより、平衡税は、企業間(B2B)取引、企業対消費者(B2C)取引、電子商取引マーケットプレイス、およびデジタルサービスを含む幅広いデジタル取引を網羅するものになっています。

インドをターゲット市場に含むデジタルビジネスを営む非居住者によって「受取済みまたは受取可能(received or receivable)」である対価には、2020年4月1日以降、2%の平衡税が課されます。平衡税はクロスボーダー取引に対する物品・サービス税(GST)とは別個の独立した税目であるため、インドにおけるビジネスのコストは増加することになります。

2020年財政法による改正後の平衡税の諸規定については、その複数の側面の明確化を求める声がさまざまな関係者から上っていました。これに対し、2021年2月1日にインド財務大臣が提出した2021年度予算案では、**2020年4月1日に遡って効力を生じる**いくつかの明確化が提案されました。

この改正はまだ法案の段階にあり、法律の成立時点(2021年3月中の見込み)で所得税法の一部となる予定です。この改正には以下が含まれます。

1. ロイヤルティおよび技術サービス料(fees for technical services)の性質を持つ対価は、所得税法(二重課税防止協定の下で解釈される)に基づく課税の対象であり、平衡税の課税対象にはなりません。よって、ロイヤルティおよび技術サービス料に相当する所得は、引き続きグロースベースで10%の税率(適用される付加税(surcharge)および特別追加税(cess)がこれに上乗せされる)で課税され、平衡税は課されません。
2. 「物品のオンライン販売(online sale of goods)」および「役務のオンライン提供(online provision of services)」という用語の範囲には、オンラインで実施される以下のあらゆる活動が含まれます。
 - ▶ 販売の申込みの承諾
 - ▶ 購入注文の発出
 - ▶ 購入注文の承諾
 - ▶ 対価の支払い
 - ▶ 物品の供給または役務の提供(部分的または全体的)

この改正案によると、以上の活動のいずれか1つをオンラインで行った場合、平衡税の規定の適用対象が、物品および役務の物理的供給やオフライン供給にまで広がる可能性があります。

3. 現在、電子商取引の運営者は、「受取済みまたは受取可能(received or receivable)」である対価の金額に対して2%の平衡税が課されています。今回の改正案では、かかる対価に以下が含まれることが明確化されました。

- ▶ 電子商取引の運営者が物品を所有しているかどうかに関わりなく、当該物品の販売の対価
- ▶ 電子商取引の運営者によって役務が提供、または促進されるかどうかに関わりなく、当該役務の提供の対価

この改正に対しては、非居住者であるアグリゲーター(データ収集者)や仲介者の税務ポジションについての疑問が提起される可能性があります。すなわち、これらの者に係る平衡税の課税対象は、物品の販売や役務の提供に関連して受け取る対価全体ではなく、取引の促進や仲介によって稼得する報酬や手数料に限定されるべきではないかとの議論です。

4. 平衡税の対象となる取引から生じる所得については、2021年4月1日以降、法人所得税を免除することとされていました。そのため、2020-21課税年度は、平衡税の発効日とこれに対応する法人所得税免税の発効日の間における隙間の期間となっていました。今回の改正案には、2020年4月1日に遡って法人所得税を免税することで、このずれを解消する提案が盛り込まれています。

これらの規定は(法律の成立時点で)、2020年4月1日に遡って効力を生じるため、インドでビジネスを営む非居住者においては、これらの改正が及ぼす影響の検討や再評価を行うことが推奨されます。要検討事項の例としては、商取引上の取決めを変更する必要性の有無や、自社のコンプライアンス義務の確定が挙げられます。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

須藤一郎
ニラドリ・ナグ
太田光範

パートナー
パートナー
アソシエートパートナー

ichiro.suto@jp.ey.com
niladri.nag@jp.ey.com
mitsunori.ota@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html>を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人
ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」をパーソナルとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスピーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、ey.com/ja_jp/people/ey-taxをご覧ください。

©2021 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

Japan Tax SCORE 20210319

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp